

事務事業名(細目)	行政相談事業	担当部課	市民文化都市民課
予算コード	02 - 01 - 09 - 005 - 01		
款: 総務費	項: 総務管理費	目: 諸費	

1.事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	37	その他	事業開始年度	H 17	評価区分	事業種別	1.ソフト事業	評価
事業の目的	行政相談員の業務への協力、法律相談機関等の周知を行い、市民からの苦情・要望に対応する。各委員との連携、情報を共有し行政相談業務の強化を図る。							
事業の受益者(直接的対象者)	朝来市民		受益者数(対象者数)	31,271	単位	人		
事業の実施内容等	総務省委嘱の行政相談員の活動支援、市民の行政相談に対応する。 委員による行政相談(偶数月、市内4会場開設) 行政相談の啓発活動 南但馬法律相談所(毎月第4木曜日開設)の協力 合同相談所の開設(年1回)							

2.事業費等(単位:円)

節区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
11.需用費	51,701	燃料費・修繕料	86,423
12.役務費	21,380	保険料・手数料	44,530
19.負担金補助及び交付金	100,000	兵庫県弁護士会負担金・但馬地区行政相談連絡協議会負担金	104,500
27.公課費	0	重量税	6,600
合計	173,081		242,053
財源内訳	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	地方債		
一般財源	173,081		242,053
合計	173,081		242,053
国庫支出金を除いた比率	100.00%		

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

【1】節区分	【2】説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
8.報償費	合同相談謝礼	0	6,000	0	0
9.旅費	出張旅費	0	0	0	0
11.需用費	燃料費・修繕費	160,723	109,873	86,423	51,701
12.役務費	保険料・手数料	60,010	20,300	44,530	21,380
19.負担金補助及び交付金	兵庫県弁護士会負担金、但馬地区行政相談連絡協議会負担金	110,000	145,000	104,500	100,000
27.公課費	重量税	6,600	0	6,600	0
事業費計		337,333	281,173	242,053	173,081
【4】正規職員人件費		1,046,000	1,046,000	1,046,000	130,350
【5】臨時職員人件費					
【6】総合計		1,383,333	1,327,173	1,288,053	303,431
財源内訳	特 定 財 源				
	【7】国庫支出金			0	0
	【8】県支出金			0	0
	【9】地方債			0	0
	【10】その他			0	0
【11】一般財源		1,383,333	1,327,173	1,288,053	303,431
【12】合計		1,383,333	1,327,173	1,288,053	303,431
【13】国庫支出金を除いた比率		100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

4. 成果指標等

【1】事業の活動を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
行政相談員の数	人	4	4	4	4
行政相談の開設	回	49	29	25	25

<変化の理由>
平成27年度より、(偶数月×4会場+合同相談会1回:計25回)としたため。

【2】事業の成果を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
行政相談の相談件数	件	7	7	15	25

<変化の理由>
相談件数の増加のため。

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	現在、定期相談を会場1か所(市内4か所同時開催)で委員1名で開催しているが、相談内容によっては1名体制では、充分な対応ができないこともあり、相談業務を充実させるための体制改善が必要である。	行政相談の内容が、一般的に認識が薄く、内容を十分に周知する必要がある。	
今後の方向性、見通し等	委員との定例会議があり、その中で協議し方針を決定していく。	周知方法など検討し広くPRする。	

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
行政相談の相談件数	197,619	189,596	85,870	12,137
<変化の理由及びそれへの対応策> 件数増加に伴う単価減少及び人件費の算定方法の変更のため。				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	開示なし
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	国の法律により実施されている。
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
A 事業実施の緊急性	2	○ 拡充	国の法律による
事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
A 事業実施の緊急性	2	○ 拡充	国(総務省)から委嘱された相談員による事業であり、全国的な基準により実施されるべきものであるが、基本的に事業の周知が不足している。
事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	3	○ 改善見直し	
サービス対象の広がり	1	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	1	休止	
受益者負担の適切さ	3	廃止	
C 市民ニーズの把握	1		

10. 外部評価

評価	評価理由
○ 拡充	
○ 継続実施	
○ 改善見直し	
○ 抜本的見直し	
○ 休止	
○ 廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
○ 拡充	PR等改善を円りながら、継続実施に努める。
○ 継続実施	
○ 改善見直し	
○ 抜本的見直し	
○ 休止	
○ 廃止	

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
出生数	27,783	22,688	32,165	20,243
<変化の理由及びそれへの対応策> 人件費の算定方法が変更となったため。				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	H27年度実施アンケート結果によると支給金額と第3子以降の出生時の支給については、妥当であると過半数以上が支持されている。また、本制度が子育て支援に役に立つか、今後も必要であるかという設問には、役立ったとし、今後も必要という意見が、多くを占める結果となっている。
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	但馬地域で唯一であり、県内でも水準は高い状況にある。
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	市民アンケートによると、総合計画における満足度は満足とやや満足で19.5+27.9で約半数が満足と回答されている。また、今後の重点施策としての位置づけは非常に高く重要が71.5とやや重要18.7で、両方で9割を占めている。そのため、重点維持に位置付けられている。出生祝金事業もこの施策を構成している事業のため、今後も継続する必要があると考える。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	平成23年度から市単独で制度を導入した際、平成27年度までの5年間の時限事業であったものを、最終年度に条例改正を行い、実施期間のみ平成31年度まで4年間延長した。市民アンケートの結果や、議会での理解(議決)を得たうえでの条例改正であったことを踏まえると、当面は「継続実施」と評価するが、制度の内容(対象者、支給金額等)については当初から同じであり、平成31年度までには再度検証を行うべきと考える。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	1	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
○ 継続実施	継続実施とし、事業実施期間終了後に再検討を行うこと。
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

事務事業名(細目)	老人医療費助成事業	担当部課	市民文化部市民課
予算コード	03 - 01 - 07 - 001 -		
款: 民生費	項: 社会福祉費	目: 医療給付費	

1.事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	好きなまちで生涯現役(自然減抑制)		事業開始年度	評価区分	評価
	25	豊かな高齢社会の創出	H 17	事業種別	1.ソフト事業
事業の目的	高齢者(65歳以上69歳以下)の医療費の一部負担金を助成することにより負担を軽減し、福祉の増進を図る。				
事業の受益者(対象者)	65歳~69歳の高齢者	受益者数(対象者数)	198	単位	人
事業の実施内容等	高齢者(65歳~69歳)の医療費の一部を助成 ・対象者 65歳以上69歳以下の方 ・所得制限 市町村民税非課税世帯(世帯全員が非課税者)で、かつ本人の公的年金等の収入金額と所得額の合計が80万円以下 ・自己負担(一部負担) 定率2割負担 【負担限度額】 外来・12,000円(所得0の世帯の方は8,000円(月額)) 入院・35,400円(所得0の世帯の方は15,000円(月額)) ※平成26年7月制度改正による経過措置 誕生日が昭和24年6月30日までの方(所得基準は改正前と同じ) ・自己負担(一部負担) 2割(所得0の世帯は1割) 【負担限度額】 外来・8,000円(月額) 入院・24,600円(所得0の世帯の方は15,000円(月額))				

2.事業費等(単位:円)

節区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
9.旅費	0	職員出張旅費	0
11.需用費	0	印刷費	11,000
12.役務費	14,000	郵便代	25,000
12.役務費	90,544	審査手数料	80,522
12.役務費	314,090	事務処理費	277,405
20.扶助費	6,568,214	医療費	7,408,938
合計	6,986,848		7,802,865
財源内訳	特定財源	国庫支出金	
		県支出金	3,353,000
		地方債	
		その他	
	一般財源	3,633,848	老人医療費助成事業補助金
合計	6,986,848		7,802,865
国県支出金を除いた比率			52.01%

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

[1]節区分	[2]説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
9.旅費	職員旅費	7,750	10,010	0	0
11.需用費	印刷費、消耗品費	21,672	15,660	11,000	0
12.役務費	郵便代	137,000	137,000	25,000	14,000
12.役務費	審査手数料	70,110	75,174	80,522	90,544
12.役務費	事務処理費	237,785	258,285	277,405	314,090
19.負担金補助及び交付金	医療費	5,864,422	7,585,425	7,408,938	6,568,214
事業費計		6,338,739	8,081,554	7,802,865	6,986,848
[4]正規職員人件費		2,519,000	2,931,000	1,746,000	430,850
[5]臨時職員人件費					7,150
[6]総合計		8,857,739	11,012,554	9,548,865	7,424,848
財源内訳	特 [7]国庫支出金			0	0
	定 [8]県支出金	2,518,711	2,931,231	3,880,074	3,353,000
	財 [9]地方債			0	0
	源 [10]その他			0	0
	[11]一般財源	6,339,028	8,081,323	5,668,791	4,071,848
[12]合計	8,857,739	11,012,554	9,548,865	7,424,848	
[13]国県支出金を除いた比率		60.26%	63.73%	50.27%	52.01%

4. 成果指標等

[1]事業の活動を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
老人医療受給者数	人	164	166	192	198

<変化の理由>
 事業対象者については年々増加しているが平成29年6月末で制度見直しにより廃止となる。

[2]事業の成果を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度

<変化の理由>

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	平成29年6月末に制度が廃止され、高齢期移行助成事業に引き継がれる。		
今後の方向性、見直し等	廃止となるため、見直しはない。		

108

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由及びそれへの対応策>				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	窓口で「この証がでると医療費の支払いが軽減されるのでありがたい。3割払うのは負担が大きい」との声を聞いております。
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	県事業につき、ほぼ同等
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	平成29年度6月末をもって、当該制度は廃止され、新たに高齢期移行助成事業となる。
A 事業実施の必要性	2	継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	3	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	1	拡充	県の制度改正に伴い、平成29年6月末をもって当該制度は廃止され、新たに「高齢期移行助成事業」が創設されるが、当分の間経過措置があることや実質的には事業名称の変更を伴う制度内容の見直しであることから、「廃止」ではなく「抜本的見直し」に相当するものと評価する。
A 事業実施の必要性	1	継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
拡充	平成29年度6月末をもって新たに高齢期移行助成事業となるものの、当該制度自体は廃止されるため廃止とする。実質的には名称の変更であるが、新制度として移行後も経過措置が伴うものもあるため、滞りなく事務を進捗すること。
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
○ 廃止	

事務事業名(細目)	・高齢重度障害者医療費助成事業	担当部課	市民文化都市民課
予算コード	03 - 01 - 07 - 002 -		
款: 民生費	項: 社会福祉費	目: 医療給付費	

1. 事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	好きなまちで生涯現役(自然減抑制)	事業開始年度	評価区分	評価
26	障害のある人の自立支援の充実	H 17	事業種別	1.ソフト事業
事業の目的	後期高齢者医療の被保険者で重度障害者に対し、医療費の一部を助成する事により負担を軽減し、福祉の増進を図る。			
事業の受益者(対象者)	後期高齢者医療の被保険者のうちの重度障害者	受益者数(対象者数)	392	単位 人
事業の実施内容等	後期高齢者医療被保険者で、身体障害者手帳1・2級、療養手帳A判定、精神福祉手帳1級保持者に対し、医療費の一部を助成する。 ・対象者 後期高齢者医療の被保険者で、身体障害者手帳1・2級、療養手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・所得制限 本人・配偶者・扶養義務者の市民税の所得割額合計が23万5千円未満 ・自己負担(一部負担) 外来・医療機関ごとに1日につき600円(低所得者400円)月2回まで 入院・1割負担、月額2,400円(低所得者1,600円)まで			

2. 事業費等(単位:円)

区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
11.需用費	0	消耗品費、印刷費	5,100
12.役務費	34,000	郵便代	41,000
12.役務費	331,108	審査手数料	325,486
12.役務費	1,154,255	事務処理費	1,127,945
20.扶助費	31,503,696	医療費	37,580,076
合計	33,023,059		39,079,607
財源内訳	国庫支出金		
	特定国庫支出金	10,290,882	高齢重度障害者医療費助成事業補助金
	県支出金		
	地方債		
	その他	6,992,313	後期高齢者医療給付調整金
一般財源	15,739,864		13,592,809
合計	33,023,059		39,079,607
国庫支出金を除いた比率			68.84%

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

【1】節区分	【2】説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
11.需用費	消耗品費・印刷費	21,931	6,479	5,100	0
12.役務費	郵便代	39,000	39,000	41,000	34,000
12.役務費	審査手数料	328,573	330,884	325,486	331,108
12.役務費	事務処理費	1,137,965	1,145,230	1,127,945	1,154,255
20.扶助費	医療費	40,531,614	42,946,379	37,580,076	31,503,696
事業費計		42,059,083	44,467,972	39,079,607	33,023,059
【4】正規職員人件費		1,623,000	2,014,000	1,960,000	366,950
【5】臨時職員人件費					6,500
【6】総合計		43,682,083	46,481,972	41,039,607	33,396,509
財源内訳	特 定				
	【7】国庫支出金			0	0
	【8】県支出金	16,156,836	14,590,114	15,785,487	10,290,882
	財 源				
	【9】地方債			0	0
	【10】その他	9,401,614	9,509,128	9,701,311	6,992,313
【11】一般財源	18,123,633	22,382,730	15,552,809	16,113,314	
【12】合 計	43,682,083	46,481,972	41,039,607	33,396,509	
【13】国庫支出金を除いた比率		61.59%	67.19%	59.61%	68.84%

4. 成果指標等

【1】事業の活動を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
受給者数	人	425	413	407	392
<変化の理由> 受給者要件が障害認定(身障1・2級、療養手帳A判定、精神保健福祉手帳1級)に基づくので対象者減は自然減少であると考えられる。					
【2】事業の成果を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由>					

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	福祉医療制度に限らず、保険給付事業全般については、将来的にさらなる医療技術の高度化、新薬の登場等に伴う医療費の増加が見込まれる。		
今後の方向性、見直し等	当該助成制度の対象者に対し、適正な受診を心掛けるよう促すことが必要		

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由及びそれへの対応策>				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	窓口で「この証がでると医療費の支払いが軽減されるのでありがたい。定期的受診があるので助かる」との声を聞いております。
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	県事業につき、ほぼ同等
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
A 事業実施の緊急性	2	拡充	当助成制度は、福祉的配慮が必要な方々の医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施している。医療のセーフティネットとして必要不可欠な制度である。
A 事業実施の必要性	2	継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	3	廃止	
C 市民ニーズの把握	3		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
A 事業実施の緊急性	2	拡充	県の福祉医療制度の一環として実施している事業である。
A 事業実施の必要性	2	継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
拡充	2次評価のとおりとする。
○ 継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

事務事業名(細目)	重度障害者(児)医療費助成事業	担当部課	市民文化部市民課
予算コード	03 - 01 - 07 - 003 -		
款: 民生費	項: 社会福祉費	目: 医療給付費	

1.事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	好きなまちで生涯現役(自然減抑制)	事業開始年度	評価区分	評価
	26 障害のある人の自立支援の充実	H 17	事業種別	1.ソフト事業
事業の目的	重度障害者(児)の医療費の一部を助成する事により、負担を軽減し福祉の増進を図る。			
事業の受益者(対象者)	重度障害者(児)で身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級保持者	受益者数(対象者数)	325	単位 人
事業の実施内容等	重度障害者(児)【身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神福祉手帳1級保持者】に対し、医療費の一部を助成する。 ・対象者 身体障害者手帳1・2級、療育手帳A判定、精神障害者保健福祉手帳1級の方 ・所得制限 本人・配偶者・扶養義務者の市民税の所得割額合計が23万5千円未満 ・自己負担(一部負担) 外来・医療機関ごとに1日につき600円(低所得者400円)月2回まで入院・1割負担、月額2,400円(低所得者1,600円) ※70歳以上75歳未満の方は、支給申請に基づき償還払い			

2.事業費等(単位:円)

節区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
11.需用費	0	消耗品費・印刷費	3,040
12.役務費	31,000	郵便代	34,000
12.役務費	204,066	審査手数料	204,274
12.役務費	713,025	事務処理費	712,145
20.扶助費	49,233,613	医療費	47,270,322
合計	50,181,704		48,223,781
財源内訳	特定財源	国庫支出金	
		県支出金	22,002,123
		地方債	
		その他	
		一般財源	28,179,581
	合計	50,181,704	48,223,781
	国庫支出金を除いた比率	56.16%	

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

【1】節区分	【2】説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
11.需用費	消耗品費・印刷費	3,480	1,080	3,040	0
12.役務費	郵便代	33,000	33,000	34,000	31,000
12.役務費	審査手数料	200,229	209,774	204,274	204,066
12.役務費	事務処理費	696,895	730,290	712,145	713,025
20.扶助費	医療費	55,844,193	50,399,241	47,270,322	49,233,613
事業費計		56,777,797	51,373,385	48,223,781	50,181,704
【4】正規職員人件費					330,050
【5】臨時職員人件費					5,200
【6】総合計		56,777,797	51,373,385	48,223,781	50,516,954
財源内訳	特定財源				0
	【7】国庫支出金				0
	【8】県支出金	29,216,051	22,966,487	24,733,284	22,002,123
	【9】地方債				0
	【10】その他				0
【11】一般財源	27,561,746	28,406,898	23,490,497	28,514,831	
【12】合計	56,777,797	51,373,385	48,223,781	50,516,954	
【13】国庫支出金を除いた比率		48.54%	55.29%	48.71%	56.16%

4. 成果指標等

【1】事業の活動を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
重度障害者(児)受給者数	人	376	335	334	325
<変化の理由> 受給者要件が障害認定(身障1・2級、療育手帳A判定、精神保健福祉手帳1級)に基づくので対象者減は自然減少であると考えられる。					
【2】事業の成果を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由>					

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	福祉医療制度に限らず、保険給付事業全般については、将来的にさらなる医療技術の高度化、新薬の登場等に伴う医療費の増加が見込まれる。		
今後の方向性、見通し等	当該助成制度の対象者に対し、適正な受診を心掛けるよう促すことが必要		

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由及びそれへの対応策>				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	窓口で「この証がでると医療費の支払いが軽減されるのでありがたい。定期的受診があるので助かる」との声を聞いております。
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	県事業につき、ほぼ同等
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
A 事業実施の緊急性	2	拡充	当助成制度は、福祉的配慮が必要な方々の医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施している。医療のセーフティネットとして必要不可欠な制度である。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	3	廃止	
C 市民ニーズの把握	3		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
A 事業実施の緊急性	2	拡充	県の福祉医療制度の一環として実施している事業である。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
拡充	2次評価のとおりとする。
○ 継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

事務事業名(細目)	乳幼児等医療費助成事業	担当部課	市民文化部市民課
予算コード	03 - 01 - 07 - 004 -		
款: 民生費	項: 社会福祉費	目: 医療給付費	

1. 事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	好きなまちで子育て《自然増促進》	事業開始年度	評価区分	評価
19	健やかな乳幼児の育成支援	H 17	事業種別	1.ソフト事業
事業の目的	乳幼児等(0歳~小学校3年生修了まで)の医療費の一部を助成する事により負担を軽減し、福祉の増進を図り、子育て支援を充実する。			
事業の受益者(対象者)	0歳~小学3年生修了までの児童	受益者数(対象者数)	2,245	単位 人
事業の実施内容等	乳幼児等(0歳~小学校3年生修了まで)の医療費の一部を助成 ・対象者 ○歳から小学3年生 ・所得制限 扶養義務者(幼児等保護者)の市民税の所得割額合計が23万5千円未満 ○歳児は所得制限なし ・自己負担(一部負担) 外来・入院とも自己負担なし ・対象受給者数 2,245名 ※県補助事業に上乗せして一部を市単独事業として実施している。 県事業 外来 医療機関(調剤含む)ごとに800円を月2回まで一部負担金として受給者が負担し、それ以外の負担なし 入院 定率1割負担を一部負担金として受給者が負担、ただし3,200円までを負担限度とする。 低所得者 市民税非課税世帯で、世帯全員が年収入を加えた所得が80万円以下の場合には、上記外来の一部負担金を400円、入院時の負担限度を2,400円とする。			

2. 事業費等(単位:円)

節区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
9.旅費	19,910	職員出張旅費	21,270
11.需用費	35,000	消耗品費・印刷費	75,000
12.役務費	168,000	郵便代	201,000
12.役務費	1,087,796	審査手数料	1,104,360
12.役務費	3,804,070	事務処理費	3,862,045
20.扶助費	70,570,707	医療費	74,086,204
合計	75,685,483		79,349,879
財源内訳	特定財源	国庫支出金	18,592,834
	一般財源	県支出金	20,496,867
		地方債	
		その他	
一般財源	57,092,649		58,853,012
合計	75,685,483		79,349,879
国庫支出金を除いた比率		75.43%	

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

[1]節区分	[2]説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
9.旅費	職員出張旅費	16,360	3,870	21,270	19,910
11.需用費	消耗品費・印刷費	162,240	70,740	75,000	35,000
12.役務費	郵便代	195,000	195,000	201,000	168,000
12.役務費	審査手数料	1,117,486	891,435	1,104,360	1,087,796
12.役務費	事務処理費	3,908,890	3,701,190	3,862,045	3,804,070
20.扶助費	医療費	73,226,099	71,617,201	74,086,204	70,570,707
事業費計		78,626,075	76,479,436	79,349,879	75,685,483
[4]正規職員人件費		1,814,000	1,613,000	2,360,000	313,650
[5]臨時職員人件費					16,250
[6]総合計		80,440,075	78,092,436	81,709,879	76,015,383
財源内訳	特 [7]国庫支出金			0	0
	定 [8]県支出金	20,678,396	19,928,144	20,496,867	18,592,834
	財 [9]地方債			0	0
	源 [10]その他			0	0
	[11]一般財源	59,761,679	58,164,292	61,213,012	57,422,549
[12]合計	80,440,075	78,092,436	81,709,879	76,015,383	
[13]国庫支出金を除いた比率	73.70%	73.94%	74.17%	75.43%	

4. 成果指標等

[1]事業の活動を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
乳幼児医療費受給者数	人	2,352	2,354	2,272	2,245
<変化の理由> 0歳~小学3年生が対象であるが少子化に伴い年々減少傾向である。また世帯合算で市民税所得割額23.5万円未満が対象であるため、夫婦共働き世帯や高齢出産等に伴い、夫婦の市民税所得割額が上限を超えている世帯も増加しているのも要因と考えられる。					
[2]事業の成果を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由>					

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	福祉医療制度に限らず、保険給付事業全般については、将来的にさらなる医療技術の高度化、新薬の登場等に伴う医療費の増加が見込まれる。		
今後の方向性、見直し等	当該助成制度の対象者に対し、適正な受診を心掛けるよう促すことが必要		

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
《変化の理由及びそれへの対応策》				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	-
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	県事業につき、ほぼ同等
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	当助成制度は、子育て世代の医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施している。医療のセーフティネットとして必要不可欠な制度である。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	3	廃止	
C 市民ニーズの把握	3		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	県の福祉医療制度の一環として実施する中で、一部所得制限はあるものの、これまで段階的に自己負担ゼロの無償化へと市単独で拡充してきた経緯がある。県内自治体でも近年ある意味随うように無償化が進んでいるが、地域間格差が生じるなど、本来ならば国の施策として実施されるべき制度とも言える。一旦無償化すると受益者負担の議論が非常に難しいが、必要に応じた受診、適正な医療費水準の確保等の観点からは一定の自己負担の存在が必要ではないかと考える。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	1	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
○ 継続実施	抜本的に朝来市としての子育て支援のあり方を考える時期に来ていると考える。今後はメリハリをつけた事業転換が必要である。しかし、現状の子育てニーズが高いことを考え継続実施とする、負担軽減するのは難しいのはわかるが、今、子育て支援強化が言われる中で、着実に進めるべきである。
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

事務事業名(細目)	母子家庭等医療費助成事業	担当部課	市民文化部市民課
予算コード	03 - 01 - 07 - 005 -		
款: 民生費	項: 社会福祉費	目: 医療給付費	

1. 事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	好きなまちで生涯現役(自然減抑制)	事業開始年度	評価区分	評価
28	みんなで支える地域福祉の推進	H 17	事業種別	1.ソフト事業
事業の目的	母(父)子家庭の医療費の一部負担を助成する事により負担を軽減し、福祉の増進を図る。			
事業の受益者(対象者)	18歳に達した年度末までの児童を育てる母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童及び遺児	受益者数(対象者数)	169	単位 人
事業の実施内容等	母(父)子家庭の医療費の一部負担を助成 ※県行革に準じ、平成26年7月から対象となる所得制限及び自己負担額を変更する。 ・対象者 18歳未満の児童を育てる母子家庭の母と児童、父子家庭の父と児童及び18歳未満の遺児 ・所得制限 児童扶養手当全部支給対象者 扶養親族2人の場合 母等扶養義務者の所得が950,000円 ・自己負担(一部負担) 外来・医療機関ごとに1日につき800円(低所得者400円)月2回まで 入院・1割負担、月額3,200円(低所得者1,600円)まで			

2. 事業費等(単位:円)

節区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
11.需用費	0	消耗品費・印刷費	2,000
12.役務費	21,000	郵便代	54,000
12.役務費	54,520	審査手数料	68,832
12.役務費	177,555	事務処理費	226,040
20.扶助費	6,219,804	医療費	7,052,133
合計	6,472,879		7,403,005
財源内訳	特定国庫支出金	母子医療費助成事業補助金	3,271,000
	県支出金		
	地方債		
	その他		
一般財源	3,175,879		4,132,005
合計	6,472,879		7,403,005
国庫支出金を除いた比率	49.06%		

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

[1]節区分	[2]説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
11.需用費	印刷費	0	0	2,000	0
12.役務費	郵便代	52,000	52,000	54,000	21,000
12.役務費	審査支払手数料	134,585	88,656	68,832	54,520
12.役務費	事務処理費	423,695	278,440	226,040	177,555
20.扶助費	医療費	10,694,273	7,328,731	7,052,133	6,219,804
事業費計		11,304,553	7,747,827	7,403,005	6,472,879
[4]正規職員人件費		1,743,000	2,000,000	2,028,000	264,450
[6]臨時職員人件費					6,500
[6]総合計		13,047,553	9,747,827	9,431,005	6,743,829
財源内訳	特定財源 [7]国庫支出金			0	0
	[8]県支出金	5,179,000	3,810,000	3,271,000	3,297,000
	[9]地方債			0	0
	[10]その他			0	0
	[11]一般財源	7,868,553	5,937,827	6,160,005	3,446,829
	[12]合計	13,047,553	9,747,827	9,431,005	6,743,829
[13]国庫支出金を除いた比率		54.19%	50.82%	55.82%	49.06%

4. 成果指標等

[1]事業の活動を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
母子家庭等受給者数	人	462	239	212	169
<変化の理由> 県の医療費助成制度改正に基づき平成26年度から制度の見直しを行い、受給対象者が半減となる。					
[2]事業の成果を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由>					

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	福祉医療制度に限らず、保険給付事業全般については、将来的にさらなる医療技術の高度化、新薬の登場等に伴う医療費の増加が見込まれる。		
今後の方向性、見直し等	当該助成制度の対象者に列し、適正な受給を心掛けるよう促すことが必要		

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
《変化の理由及びそれへの対応策》				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	窓口で「この証がでると医療費の支払いが軽減されるのでありがたい」との声がありました。
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	県事業につき、ほぼ同等
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	当助成制度は、福祉的配慮が必要な方々の医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施している。医療のセーフティネットとして必要不可欠な制度である。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
B サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	3	廃止	
C 市民ニーズの把握	3		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	県の福祉医療制度の一環として実施している事業である。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
B サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
○ 継続実施	2次評価のとおりとする。
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

事務事業名(細目)	寡婦(夫)医療費助成事業	担当部課	市民文化部市民課
予算コード	03 - 01 - 07 - 006 -		
款: 民生費	項: 社会福祉費	目: 医療給付費	

1. 事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	好きなまちで生涯現役(自然減抑制)	事業開始年度	評価区分	評価
	28	みんなで支える地域福祉の推進	H 17	事業種別 1.ソフト事業
事業の目的	寡婦(父)の医療費の一部を助成し、福祉の増進を図る。			
事業の受益者(対象者)	かつて18歳未満の児童を育てていた母(父)子家庭の母(父)	受益者数(対象者数)	39	単位 人
事業の実施内容等	寡婦(父)医療費の一部助成 ・対象者 かつて18歳未満の児童を育てていた母子家庭の母、及び父子家庭の父で、65歳未満の方 ・所得制限 市町村民税非課税世帯(世帯全員が非課税者)で、かつ公的年金等の収入金額と所得額の合計が80万円以下 ・自己負担(一部負担) 外来・2割負担(低所得者は1割) 入院・2割負担(低所得者は1割)			

2. 事業費等(単位:円)

節区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
11.需用費	640	印刷費	0
12.役務費	7,000	郵便費	21,000
19.負担金補助及び交付金	786,730	医療費	641,629
合計	794,370		662,629
財源内訳	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	地方債		
	その他		
一般財源	794,370		662,629
合計	794,370		662,629
国庫支出金を除いた比率	100.00%		

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

【1】節区分	【2】説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
11.需用費	印刷費	0	0	0	640
12.役務費	郵便代	20,000	20,000	21,000	7,000
20.扶助費	医療費	523,740	476,022	641,629	786,730
事業費計		543,740	496,022	662,629	794,370
【4】正規職員人件費		1,743,000	1,418,000	1,238,000	192,700
【5】臨時職員人件費					3,250
【6】総合計		2,286,740	1,914,022	1,900,629	990,320
財源内訳	特 定 財 源				
	【7】国庫支出金			0	0
	【8】県支出金			0	0
	【9】地方債			0	0
	【10】その他			0	0
	【11】一般財源	2,286,740	1,914,022	1,900,629	990,320
【12】合 計	2,286,740	1,914,022	1,900,629	990,320	
【13】国庫支出金を除いた比率	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	

4. 成果指標等

【1】事業の活動を表す数値	単 位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
寡婦(夫)医療受給者数	人	33	28	28	39
<変化の理由> 受給者は増加傾向である。母子家庭等医療から寡婦医療へ変更となり増加傾向となる要因として考えられるのは、低所得者の数が増え、結果的に寡婦医療受給者数が増えている。					
【2】事業の成果を表す数値	単 位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由>					

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	福祉医療制度に限らず、医療給付事業全般については、将来的にさらなる医療技術の高度化、若者の急増に伴う医療費の増加が見込まれる。	母子(父子)家庭のOBでない対象にならないため、子が18歳到達後に離婚や配偶者の死亡等で寡婦(夫)になっても、当該事業の対象にならないため、同程度の所得水準の一般家庭との平均値が生じている。	
今後の方向性、見直し等	当該助成制度の対象者に対し、適正な受診を心掛けるよう促すことが必要	家族観、夫婦観の多様化に伴う社会生活の変化を見極め、当該制度の見直しが必要	

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由及びそれへの対応策>				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	過去から、朝来市婦人共励会からの要望により実施してきた経緯がある。
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	県内で新温泉町と朝来市のみ
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
A 事業実施の緊急性	2	拡充	県の制度に基づき(県補助事業)実施している各種福祉医療の中で、当該制度のみ市単独事業として実施しているが、県内で同様の制度を実施している市町は2市町のみという状況の中、社会生活の変化に伴って対象となる者の基準において不均衡が生じるなど、抜本的見直しが必要である。 ただし、婦人共励会からの要望により実施してきた経過を鑑み、対象者への説明を含め、十分な議論が必要となる。
A 事業実施の必要性	2	継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	3	○ 抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	3		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
A 事業実施の緊急性	1	拡充	旧町すべてではないが、合併前から単独で実施してきた経緯から、合併後も継続実施している事業である。 県内でも実施市町がほとんどないことや、他の福祉医療制度との不均衡が生じるなど問題点も多いことから、受益者証更新時等に廃止を含めた抜本的見直しについて丁寧な説明を行い、できるだけ多くの受益者の理解を得たうえで、廃止の方向へ進めるべきである。
A 事業実施の必要性	1	継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
サービス対象の広がり	1	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	1	休止	
受益者負担の適切さ	2	○ 廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
拡充	2次評価のとおりとする。
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
○ 廃止	

事務事業名(細目)	子ども医療費助成事業	担当部課	市民文化部市民課
予算コード	03 - 01 - 07 - 009 -		
款: 民生費	項: 社会福祉費	目: 医療給付費	

1.事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	好きなまちで子育て《自然増促進》	事業開始年度	評価区分	評価
19	健やかな乳幼児の育成支援	H 22	事業種別	1.ソフト事業
事業の目的	子ども(小学4年生～中学3年生修了までの)の医療費の一部負担を助成する事により、子育ての負担を軽減し、福祉の増進を図る。			
事業の受益者(対象者)	小学4年生から中学3年生修了までの児童	受益者数(対象者数)	1,459	単位 人
事業の実施内容等	子どもの医療費の一部負担金を助成 ・対象者 小学4年生～中学3年生までの児童 ・所得制限 扶養義務者(幼児等保護者)の市民税の所得割額が23万5千円未満 ・自己負担(一部負担) 外来・入院とも自己負担なし ※県補助事業に上乘せして一部を市単独事業として実施している。 県事業 医療保険における自己負担額の2/3を一部負担金として受益者が負担、残りを助成する。			

2.事業費等(単位:円)

節区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
11.需用費	0	消耗品・印刷代	61,000
12.役務費	134,000	郵便代	134,000
12.役務費	399,268	審査支払手数料	427,332
20.扶助費	30,659,193	医療費	34,586,138
合計	31,192,461		35,208,470
財源内訳	特定国庫支出金	子ども医療費助成事業補助金	6,360,957
	県支出金		
	地方債		
	その他		
一般財源	24,596,625		28,847,513
合計	31,192,461		35,208,470
国庫支出金を除いた比率	78.85%		

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

【1】節区分	【2】説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
11.需用費	消耗品・印刷代	0	0	61,000	0
12.役務費	郵便代	130,000	130,000	134,000	134,000
12.役務費	審査手数料	396,683	405,646	427,332	399,268
20.扶助費	医療費	30,471,485	32,164,679	34,586,138	30,659,193
事業費計		30,998,168	32,700,325	35,208,470	31,192,461
【4】正規職員人件費		1,473,000	1,504,000	2,360,000	137,350
【5】臨時職員人件費					1,950
【6】総合計		32,471,168	34,204,325	37,568,470	31,331,761
財源内訳	特 [7]国庫支出金			0	0
	定 [8]県支出金	4,698,500	11,822,174	6,360,957	6,595,836
	財 [9]地方債			0	0
	源 [10]その他			0	0
	[11]一般財源	27,772,668	22,382,151	31,207,513	24,735,925
	[12]合計	32,471,168	34,204,325	37,568,470	31,331,761
[13]国庫支出金を除いた比率	84.84%	63.85%	81.93%	78.85%	

4. 成果指標等

【1】事業の活動を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
子ども医療費受給者数	人	1,571	1,595	1,523	1,459
<変化の理由> 少子化により子ども人口の減少がみられる。また、世帯合算で市民税所得割額23.5万円未満が対象であるため、夫婦共働き世帯や高齢出産等に伴い、夫婦の市民税所得割額が上限を超えている世帯も増加しているのも原因と考えられる。					
【2】事業の成果を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由>					

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	福祉医療制度に限らず、保険給付事業全般については、将来的にさらなる医療技術の高度化、新薬の登場に伴う医療費の増加が見込まれる。		
今後の方向性、見直し等	当該助成制度の対象者に対し、適正な受診を心掛けるよう促すことが必要		

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
<<変化の理由及びそれへの対応策>>				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	窓口で「医療費の支払いが軽減されるのでありがたい。県外でも対応可能なので助かる」との声を聞いております。
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	県事業につき、ほぼ同等
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	当助成制度は、子育て世代の医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施している。医療のセーフティネットとして必要不可欠な制度である。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	3	廃止	
C 市民ニーズの把握	3		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	一部所得制限はあるものの、平成25年度から自己負担ゼロの無償化へと拡充した経緯がある。 県内自治体でも、近年ある意味競争ように無償化が進んでいるが、地域間格差も生じるなど、本来ならば国の施策として実施されるべき制度である。 一旦無償化すると、受益者負担の議論が非常に難しいが、必要に応じた受給、適正な医療費水準の確保等の観点からは、一定の自己負担の存在が必要ではないかと考える。 また、現時点では、福祉医療波及分に係る国保ペナルティの対象となっている。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	1	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
○ 継続実施	抜本的に朝来市としての子育て支援のあり方を考える時期に来ていると考える。今後はメリハリをつけた事業転換が必要である。しかし、現状の子育てニーズが高いことを考え継続実施とする、負担軽減するのは難しいのはわかるが、今、子育て支援強化が言われる中で、着実に進めるべきである。
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

事務事業名(細目)	未熟児養育医療費助成事業	担当部課	市民文化部市民課
予算コード	03 - 01 - 07 - 010 -		
款: 民生費	項: 社会福祉費	目: 医療給付費	

1.事務事業の目的、事業内容

総合計画体系	好きなまちで子育て《自然増促進》	事業開始年度	評価区分	評価
19	健やかな乳幼児の育成支援	H 25	事業種別	1.ソフト事業
事業の目的	未熟児は、正常な新生児に比べて疾病にかかりやすく、心身の障害を残すことも多いため、生後速やかに適切な処置をする必要がある。このため、医療を必要とする未熟児に対して医療給付を行う。			
事業の受益者(対象者)	基準に該当する未熟児	受益者数(対象者数)	13	単位 人
事業の実施内容等	未熟児の医療費を助成する。 ・対象者 ①出生児の体重が2,000グラム以下の者 ②生活力が特に弱く、規定する症状(一般状態、体温、呼吸器、循環器系、消化器系、黄疸)のいずれかを示す者 ③上記のいずれかに該当し、医師が入院療養を必要と認める者 ・助成範囲 保険給付の残りについて助成する ・一部負担金 なし			

2.事業費等(単位:円)

節区分	平成28決算(円)	説明等	前年度決算(円)
11.需用費	0	消耗品費	0
12.役務費	1,209	審査手数料	124
20.扶助費	3,351,430	医療費	407,063
合計	3,352,639		407,187
財源内訳	特定国庫支出金	630,000	未熟児養育医療負担金
	特定県支出金	427,900	未熟児養育医療負担金
	特定地方債		
	特定その他		
	一般財源	2,294,739	
合計	3,352,639		407,187
国庫支出金を除いた比率	68.45%		

3. 事業費等の推移(単位:円(決算))

【1】節区分	【2】説明	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
11.需用費	消耗品費	0	0	0	0
12.役務費	郵便代	10,000	0	0	0
12.役務費	審査手数料	145	593	124	1,209
20.扶助費	医療費	437,119	1,066,495	407,063	3,351,430
事業費計		447,264	1,067,088	407,187	3,352,639
【4】正規職員人件費					67,650
【5】臨時職員人件費					0
【6】総合計		447,264	1,067,088	407,187	3,420,289
財源内訳	特 定	780,000	780,000	780,000	630,000
	【7】国庫支出金	230,273	230,273	236,361	427,900
	【8】県支出金			0	0
	【9】地方債			0	0
	【10】その他			0	0
【11】一般財源	▲ 563,009	56,815	▲ 609,174	2,362,389	
【12】合計	447,264	1,067,088	407,187	3,420,289	
【13】国庫支出金を除いた比率	-125.88%	5.32%	-149.61%	68.45%	

4. 成果指標等

【1】事業の活動を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度
未熟児養育医療対象者数	人	2	6	3	13

<変化の理由>
対象者増加に伴い医療費増加につながる。

【2】事業の成果を表す数値	単位	年 度			
		25年度	26年度	27年度	28年度

<変化の理由>

5. 今後の方向等

	①	②	③
現在認識している課題	-		
今後の方向性、見直し等	-		

6. 成果単位あたり金額(円)

【1】単位あたり金額	年 度			
	25年度	26年度	27年度	28年度
<変化の理由及びそれへの対応策>				

7. 事業環境

【1】市民ニーズ・団体の意見 (アンケートなど)	窓口で「医療費の支払いが全額助成されるのでありがたい。県外でも対応可能なので助かる」との声を聞いております。
【2】近隣市町で提供されているサービス水準との比較	国の基準どおり
【3】代替サービスの有無	無

8. 一次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	当助成制度は、福祉的配慮が必要な方々の医療費の自己負担額の一部を助成して経済的負担を軽減することで、健康の保持や福祉の増進を図ることを目的に実施している。医療のセーフティネットとして必要不可欠な制度である。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	2	改善見直し	
サービス対象の広がり	2	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	2	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

A 事業実施意義 B 事業内容手法 C 市民とのコミュニケーション

9. 二次評価

評価項目	ランク	評価	評価理由
事業実施の緊急性	2	拡充	かつては県が実施する事業であったが、数年前から市が事業主体となり、国県負担金の特定財源が充当されるようになっていく。
A 事業実施の必要性	2	○ 継続実施	
実施主体の妥当性	3	改善見直し	
サービス対象の広がり	1	抜本的見直し	
B 事業内容等の適切さ	2	休止	
受益者負担の適切さ	3	廃止	
C 市民ニーズの把握	2		

10. 外部評価

評価	評価理由
拡充	
継続実施	
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	

11. 最終評価

評価	評価理由
○ 継続実施	2次評価のとおりとする。
改善見直し	
抜本的見直し	
休止	
廃止	